

世田谷区認知症カフェ開設支援事業の実施について

(付議の要旨)

認知症の本人及び家族の孤立防止、及び専門職や地域住民との社会交流を促し、認知症に関する理解や地域の共助を醸成するため、「認知症カフェ」の開設にかかる経費の補助事業を実施する。

1. 主旨

平成25年11月に区が策定した「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「センター」という）構想」において、センターの「普及啓発・情報発信機能」の中に「認知症カフェ（以下「カフェ」という）等の立ち上げ支援と継続支援」を位置づけ、センターの専門職がカフェの運営相談や情報提供等を行うこととしている。

認知症カフェの設置は、認知症の本人及び家族の孤立防止、医療・介護の専門職や地域住民との社会交流等、認知症に関する地域の共助の推進が目的であり、運営にあたっては区民や区内事業所が主体的に取り組む必要がある。

こうしたことから、区が目指す認知症カフェの設置を促進するため、カフェの開設にかかる経費の補助により支援を行う。

2. 現状と課題

(1) 区内の認知症カフェ開催状況（平成26年10月現在）(別紙1参照)

3か所

社会福祉法人1か所（九品仏地区） 認定NPO法人1か所（区の提案型協働事業：成城地区） 区民ボランティア1か所（梅丘地区）

(2) 課題

- ・ 認知症ケアにおいては、医療の確保や介護保険等の生活支援サービスの利用とともに、社会交流の継続が効果的であるが、本人がデイサービスになじめなかったり、生活支援サービスの利用を拒否して家族が疲弊する等の状況もあることから、地域の身近な場所で気軽に参加でき、専門職にも相談できる場が必要である。
- ・ 国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」では、カフェの参加者として「認知症の人と家族、地域住民、専門職等」としており、今後カフェを普及するにあたっては、これらの参加者が集う場となるカフェを地域に普及し、その活動をあんしんすこやかセンターや認知症在宅生活サポートセンターが支援する仕組みづくりが必要である。

3. 認知症カフェ開設支援事業の内容

(1) 実施方法

カフェの開設にかかる経費を補助する。開設する年度の初度費用として1会場あたり年間10万円を上限額として直接要する経費を補助する。

(2) 応募できる団体(~ のいずれか)

区内に住所を有する社会福祉法人または特定非営利活動法人

区内に住所を有し認知症の診療活動を行う医療法人

区内で認知症の家族が参加できる会を運営し会員5名以上で構成される団体

区内でボランティア活動を行う区民5名以上で構成される区民団体

(3) カフェの参加対象者(~ は原則として必須とする)

認知症(疑い含む)の区民

認知症の人を介護している家族及び介護経験を有する家族会の会員

区内在住・在勤の介護・福祉専門職員または区内医療機関の医療専門職員

近隣住民

(4) 会場確保について

カフェを開設する場合、高齢者が利用しやすく複数の参加者が同時に過ごすことができるスペースで、同一曜日、同一時間に、同一会場で開催できる体制確保が課題となる。

民間の借り上げ施設や空き店舗等を借りた場合は賃借料が高額であることや、けやきネット登録施設については利用対象者の規定等から不特定多数の利用者が参加する事業には適さないことから、区が所有する施設の有効利用を検討する。

4. 平成27年度の補助数 10か所

平成28年度以降については未設置地区に整備誘導し、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中の平成29年度までに、27地区で各1か所以上の設置を目指す。

5. 経費概算 @10万円 * 10か所 計100万円

6. 今後のスケジュール(予定)

平成26年11月11日 福祉保健常任委員会

平成27年 5月 団体募集開始

5~6月 書類審査・団体選定

8月 認知症カフェ開設支援開始